

# RICOH サイバーセキュリティパック インシデント対応サービス約款

## 第1条 (目的)

本約款は、リコージャパン株式会社またはリコージャパン株式会社が認めた販売店（以下、乙とします）がお客様（以下、甲とします）に対して提供するRICOHサイバーセキュリティパック インシデント対応サービス（以下、本サービスとします。）に関し条件（以下、本条項とします。）を定めるものとします。甲および乙は、両者の合意に基づき公正な契約を締結し、信義に則り誠実に履行するものとします。

## 第2条 (用語の定義)

本条項において、下記の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
対象機器	本サービスの対象となる甲が乙から購入した、別紙2第3項で定められた対象機器をいいます。
調査シート	本サービスの対象機器の設定情報が記載される乙所定の書面をいいます。
作業完了報告書	乙が本サービスの作業完了報告を甲へ行うために使用する、乙所定の書面をいいます。
本サービス契約	甲乙間にて成立する本サービスに関する契約をいいます。
申込書	甲が利用申込みをする際の乙所定の申込書面をいいます。
関係会社等	乙の子会社、関連会社その他の関係会社または乙の選任した第三者をいいます。
料金等	申込書および申込書に記載された本サービス毎にかかる料金および別途乙が定める本サービスの実施に要する費用等をいいます。
データ等	対象PC、必要機器およびその他の甲が保有する機器に記録されたデータ等をいいます。
ID等	本サービスの実施に必要な全アカウント情報やパスワードおよび契約IDをいいます。
資料等	本サービスの実施に必要な情報、甲のネットワーク状況および対象PC設置状況が把握できる資料等を総称したものをいいます。
秘密情報	本サービス等に関する取引の際に知り得た、相手方当事者のノウハウ、技術、データその他の営業上もしくは、本業務を遂行するうえで知り得た、相手方当事者の営業上の秘密情報並びに技術的な秘密情報、ノウハウ、経営情報等に関する情報を含む書面で開示された一切の情報、または、口頭で開示された情報であって開示後遅延なく秘密である旨（開示から30日以内）を通知した情報をいいます。
受領当事者	秘密情報を受領する当事者をいいます。
開示当事者	秘密情報を開示する当事者をいいます。
対象PC	対象機器配下に接続され、かつ、本サービスの監視対象となる甲の機器をいいます。
復旧対象デバイス	データ復旧支援プランのデータ復旧対象となるデバイスをいいます。
必要機器	乙が対象PCに対して本サービスを実施するために別途必要となる機器をいいます。（例インターネットに接続するためのネットワーク機器等）
動作環境	第3条および別紙4で定める本サービスが動作する環境をいいます。
データセンター	乙がサービスを提供するにあたり、甲に対して使用を許諾する、複数の契約者が共用する遠隔地のサーバ設備およびネットワーク設備をいいます。
監視サービス	本サービスで提供する別紙2第6項に定めた監視サービスをいいます。
ファームウェア	本サービスで使用する対象機器のファームウェアをいいます。
C2サーバ	対象機器に搭載しているC2サーバリスト情報にある脅威サーバをいいます。
C2サーバリスト	セキュリティ監視に必要な機器に搭載されている脅威サーバ情報をいいます。
セキュリティ監視	機器配下のネットワークに接続する対象PCとC2サーバとの通信を監視します。
初動対応サポート	本サービスで提供する別紙2第6項に定めた初動対応サポートおよびかけつけをいいます。
	います
復旧対象デバイス	データ復旧支援プランをお申込みの際に指定したデバイスをいいます。

## 第3条 (本サービスの提供条件)

1. 甲は、本サービスを受ける場合に必要機器や設置、機器への接続を甲の責任と費用負担により行うものとします。
2. お申込みのプランが監視。初動対応プランの場合、甲の有するインフラ環境および対象PC、環境その他条件が、別紙3および4の要件に満たない場合には、本サービスの提供ができない場合があります。
3. 乙が甲に対して本サービスを提供するにあたり、甲は次の条件を満たしている必要があります。
  - (1) 本対象機器のファームウェアおよびC2サーバリストは、インターネット経由で更新されるため、対象機器がブロードバンド環境によるインターネット接続（以下、本ネットワークといいます。）を常時維持していること。
  - (2) 本サービスで提供する監視サービスにおいて、E-Mailにて通知を行います。本サービスに必要な通知サービス、その他本サービスに関わる通知を受信できる甲のE-Mailアドレスが存在し、乙に指定していること。

# RICOH サイバーセキュリティパック インシデント対応サービス約款

## 第4条（本サービスの内容）

1. 監視・初動対応プラン  
別紙2第4項および6項に記載のとおり
2. データ復旧支援プラン  
別紙9第1項および2項に記載のとおり

## 第5条（申込条件）

本サービスは、以下内容に基づき、申し込むことができるものとします。

1. 監視・初動対応プラン  
乙から甲が対象機器の新品を購入いただいた場合にお申込みできるものといたします。  
PCの接続台数によりプランが異なります。PC台数が増える場合にはプラン変更が必要になります。また、1年以内にPC台数が増える予定がある場合は、増加予定台数に合うプランをご選択ください。詳細は別紙2-5項をご確認ください。
2. データ復旧支援プラン
  - (1) 乙から甲が復旧対象デバイスを購入いただいた場合にお申込みできるものといたします。ただし、1年運用プラン（使用済デバイス用）において、シリアル番号および製品名を共有していただいたデバイスに限り、乙から甲が復旧対象デバイスを購入いただけないデバイスでもお申込みいただけます。
  - (2) 1年運用（使用済デバイス用）において、復旧対象デバイスが故障している場合や、データの読み取りが困難な事象が発生している場合にはお申込みできません。
  - (3) 100%データ復旧を保証するサービスではございません。別紙7の第9条（適用除外事項）、第10条（復旧に係る免責事項）に合意いただくこととお申込みいただけます。

## 第6条（本サービスの契約成立）

1. 甲は、以下に定める内容に同意の上、乙が指定する手続きに基づいて利用申込を行うものとします。
  - (1) 監視・初動対応プラン  
別紙1（監視・初動対応プラン対象機器利用規約）内容をご確認ください。
  - (2) データ復旧支援プラン  
別紙7（データ復旧支援プラン利用規約）内容をご確認ください。
2. 乙は甲の利用申込を承諾した場合、速やかに乙が指定する方法により甲にその旨の通知を行うものとし、当該承諾の通知が発信されたときに、甲乙間において本サービス契約が成立するものとします。
3. 乙は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、利用申込を承諾しないことがあります。
  - (1) 別紙1第5項にある免債事項の承諾をしていない場合。（監視・初動対応プランのみ）
  - (2) 甲が、利用申込にかかる本約款上の義務を怠った場合、またはそのおそれが明らかである場合。
  - (3) 甲が、利用申込に際して虚偽の事実を報告した場合。
  - (4) 甲が、本サービス料金の支払いを怠るおそれがある場合。
  - (5) 甲について、第33条(反社会的勢力との関係排除等)に違反する事実が判明した場合、またはそのおそれが明らかである場合。
  - (6) その他、乙の業務の遂行上著しい支障があると乙が判断した場合。

## 第7条（本サービスの提供範囲）

1. 監視・初動対応プラン  
別紙2第4項および第6項をご参照ください。
2. データ復旧支援プラン  
別紙9第1項および第2項をご参照ください。

## 第8条（本サービスの提供外）

以下各号に定める作業及びサービスは、本サービスの対象外とし、乙はその実施につき何らその責任を負うものではありません。

1. 監視・初動対応プラン  
対象PCにおいては以下のとおりとします。
  - (1) 以下の①から③のいずれかに起因する対象PCの障害または故障
    - ① 対象PCメーカー指定外の媒体または消耗品等の使用

## RICOH サイバーセキュリティパック インシデント対応サービス約款

- ② 対象PC メーカーの定める使用環境以外での使用
  - ③ 対象PC メーカーの保証が適用されない対象PC の不適正な使用、火災、水害、異常電流、甲による輸送もしくは乙または対象PC メーカー従業員（対象PC メーカーの委託先従業員を含みます。）以外の者により実施された改造または作業等
  - (2) 消耗品および対象PC メーカーが別途定める特別保守部品等の提供およびそれらの交換作業
  - (3) 対象PC に記憶されたデータおよび甲の保有するデータのバックアップ作業、並びに当該データが毀損および滅失した場合の修復作業
  - (4) 本サービスの完了後における対象PC の不具合および甲の使用するソフトウェアに生じた不具合に対する復旧作業
  - (5) 対象PC へのコンピュータウイルスの感染および外部からの不正アクセスに対する防御並びにコンピュータウイルス等に起因して対象PC または甲の使用するソフトウェアに生じた障害の復旧作業
  - (6) データベース、プログラムおよびマクロ等の作成、追加および変更並びにこれら関わる支援作業
  - (7) 乙により対象PC の保守部品が入手困難となった場合の対象PC の修理
  - (8) 天災地変、その他の不測の事故若しくは甲の故意、過失または不正使用により生じた対象 PC の障害の復旧作業。
  - (9) 対象PC にインストールされたOS 及び甲が使用しているソフトウェアに起因して生じた障害の復旧作業
  - (10) 前各号の他、乙が本サービスの対象外と認める作業
  - (11) 本サービスは、対象PC から提供される各機能の完全な適用を保証するものではありません。
  - (12) 対象PC に記憶されているデータが損壊又は消失した場合の当該データの修復作業
  - (13) 対象PC に感染したコンピュータウイルス等の駆除作業
  - (14) 導入時以外における対象PC へのインストール作業
  - (15) 別紙 2 第6項に記載している内容以外の問合せサービスの提供
  - (16) 前各号のほか乙が本サービスの対象外と判断した作業
2. データ復旧支援プラン
- 別紙 7 の第9条（適用除外事項）を、第10条（復旧に係る免責事項）ご確認ください。

### 第9条（対象機器導入保守サービス）

1. 監視・初動対応プラン
  - (1) 導入および保守サービスは、別紙2 第4項に規定する。
  - (2) 導入サービスと保守サービスは同時に提供されるサービスであり、いずれか一方のみが提供されることはないものとします。
2. データ復旧支援プラン
  - (1) 甲の復旧対象デバイスの導入や保守はサービスに含まれません。プランのサービス内容は、別紙9 第2項をご確認ください。

### 第10条（対象機器の導入）

1. 監視・初動対応プラン  
導入サービスは、別紙2 第6項に規定する内容で提供されるものとします。
2. データ復旧支援プラン  
甲の復旧対象デバイスの導入はサービスに含まれません。

### 第11条（保守サービス）

1. 監視・初動対応プラン
  - (1) 保守サービスは、別紙2 第4項に規定される内容で提供され、障害および初動対応時の切り分けは、対応箇所を特定することを目的とし、対応切り分け箇所の部位まで明確に特定することを保証するものではありません。また、対応の完了を保証するものではなく、乙は障害原因の完全な解明まで行う義務を負うものではありません。
  - (2) 甲は、対象機器に保存されたデータを全て消去し、または第三者が閲覧できないよう適切な処置を施すものとします。
  - (3) 対象機器の保守対応期間の終了等に基づく対象機器メーカーによる部品供給の打ち切り、または対象機器メーカーの倒産などの理由により対象機器の保守が困難となった場合、乙は、対象機器の保守実施について何ら責任を負うものではありません。
  - (4) 対象機器の保守サービスにおいて部品交換が実施された場合、次のとおりの条件とします。
    - ① 当該対象機器から交換された旧部品の所有権は、乙に帰属するものとします。なお、旧部品に記録されていたデータに関しては、乙は何ら責任を負うものではありません。

## RICOH サイバーセキュリティパック インシデント対応サービス約款

- ② 甲は、旧部品の所有権の乙への帰属を望まない場合、別途有償にて当該旧部品を購入することができるとします。
- ③ 乙は、故障の内容または状況により、同一性能の同等部品または別メーカーの部品と交換する場合がありますものとし、甲はそれに同意するものとします。
- (5) 保守サービスの完了後、対象機器のOSに生じた不具合等について、乙は何ら責任を負うものではありません。
2. データ復旧支援プラン  
甲の復旧対象デバイスの保守はサービスに含まれません。

### 第12条 (保守サービスの提供期間)

1. 監視・初動対応プラン
- (1) 保守サービスの提供期間は、甲の選択により次項に定める提供開始日より5年間とします。
  - (2) 保守サービスの提供開始日は、導入サービスにより対象機器の設置が完了した日とします。
  - (3) 保守サービスの提供期間満了日は、第1号に定める提供期間の終了日とします。保守サービスは、保守サービスの提供期間満了日をもってサービスを終了するものとします。
2. データ復旧支援プラン
- (1) 甲の復旧対象デバイスの保守はサービスに含まれません。
  - (2) 復旧支援の提供期間は、購入メニュー毎に1年～7年と年数が異なります。各メニューの提供期間詳細は、第13条をご確認ください。
  - (3) 提供開始日は、ご契約が完了した日の翌日といたします。
  - (4) 提供期間満了日は、本サービスの提供期間満了日とします。

### 第13条 (本サービス年額プラン提供期間と自動更新)

1. 監視・初動対応プラン  
5年一括

メニュー	提供期間
監視・初動対応プラン 5年新規 5台接続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 導入日よりサービス提供する。(初月無料)</li> <li>・ ご契約期間は、導入翌月1日を1か月目とし、60か月目をサービス終了満了月とし、終了満了月の最終日をサービス終了日とする。</li> </ul>
監視・初動対応プラン 5年新規 10台接続	
監視・初動対応プラン 5年新規 20台接続	
監視・初動対応プラン 5年新規 30台接続	
監視・初動対応プラン 5年新規 50台接続	
監視・初動対応プラン 5年新規 100台接続	
監視・初動対応プラン 5年新規 200台接続	
監視・初動対応プラン 5年新規 300台接続	

#### 年額自動更新

メニュー	提供期間
監視・初動対応プラン 年額新規 5台接続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 導入日よりサービス提供する。(初月無料)</li> <li>・ ご契約期間は、導入翌月1日を1か月目とし、12か月目をサービス終了満了月とし、終了満了月の最終日をサービス終了日とする。</li> <li>・ 導入後、解約申請のご提出がない場合、最長5年まで自動更新する。</li> </ul>
監視・初動対応プラン 年額新規 10台接続	
監視・初動対応プラン 年額新規 20台接続	
監視・初動対応プラン 年額新規 30台接続	
監視・初動対応プラン 年額新規 50台接続	
監視・初動対応プラン 年額新規 100台接続	
監視・初動対応プラン 年額新規 200台接続	
監視・初動対応プラン 年額新規 300台接続	

2. データ復旧支援プラン

メニュー	提供期間
データ復旧支援プラン PCモデル(使用済デバイス) 標準1年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご契約よりサービス提供する。(初月無料)</li> <li>・ ご契約期間は、ご契約翌月1日を1か月目とし、12か月目をサービス終了満了月とする</li> <li>・ 終了満了月の最終日をサービス終了日とする。</li> <li>・ 自動延長なし。</li> </ul>
データ復旧支援プラン PCモデル(未使用デバイス) 標準3年	
データ復旧支援プラン PCモデル(未使用デバイス) 標準5年	

## RICOH サイバーセキュリティパック インシデント対応サービス約款

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 了月とする。</li> <li>・ 終了満了月の最終日をサービス終了日とする。</li> <li>・ 自動延長なし。</li> </ul>
データ復旧支援プラン P Cモデル (未使用デバイス) 標準 7年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ デバイス納品日よりサービス提供する。(初月無料)</li> <li>・ ご契約期間は、ご契約翌月 1 日を1か月目とし、84か月目をサービス終了満了月とする。</li> <li>・ 終了満了月の最終日をサービス終了日とする。</li> <li>・ 自動延長なし。</li> </ul>
データ復旧支援プラン P Cモデル (未使用デバイス) 災害 3年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ デバイス納品日よりサービス提供する。</li> <li>・ ご契約期間は、ご契約翌月 1 日を1か月目とし、36か月目をサービス終了満了月とする。</li> <li>・ 終了満了月の最終日をサービス終了日とする。</li> <li>・ 自動延長なし。</li> </ul>
データ復旧支援プラン P Cモデル (未使用デバイス) 災害 5年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ デバイス納品日よりサービス提供する。</li> <li>・ ご契約期間は、ご契約翌月 1 日を1か月目とし、60か月目をサービス終了満了月とする。</li> <li>・ 終了満了月の最終日をサービス終了日とする。</li> <li>・ 自動延長なし。</li> </ul>
データ復旧支援プラン サーバー N A Sモデル (使用済デバイス) 標準 1年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ デバイス納品日よりサービス提供する。</li> <li>・ ご契約期間は、ご契約翌月 1 日を1か月目とし、12か月目をサービス終了満了月とする。</li> <li>・ 終了満了月の最終日をサービス終了日とする。</li> <li>・ 自動延長なし。</li> </ul>
データ復旧支援プラン サーバー N A Sモデル (未使用デバイス) 標準 3年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ デバイス納品日よりサービス提供する。</li> <li>・ ご契約期間は、ご契約翌月 1 日を1か月目とし、36か月目をサービス終了満了月とする。</li> <li>・ 終了満了月の最終日をサービス終了日とする。</li> <li>・ 自動延長なし。</li> </ul>
データ復旧支援プラン サーバー N A Sモデル (未使用デバイス) 標準 5年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ デバイス納品日よりサービス提供する。</li> <li>・ ご契約期間は、ご契約翌月 1 日を1か月目とし、60か月目をサービス終了満了月とする。</li> <li>・ 終了満了月の最終日をサービス終了日とする。</li> <li>・ 自動延長なし。</li> </ul>
データ復旧支援プラン サーバー N A Sモデル (未使用デバイス) 標準 7年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ デバイス納品日よりサービス提供する。</li> <li>・ ご契約期間は、ご契約翌月 1 日を1か月目とし、84か月目をサービス終了満了月とする。</li> <li>・ 終了満了月の最終日をサービス終了日とする。</li> <li>・ 自動延長なし。</li> </ul>
データ復旧支援プラン N A Sモデル (未使用デバイス) 災害 3年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ デバイス納品日よりサービス提供する。</li> <li>・ ご契約期間は、ご契約翌月 1 日を1か月目とし、36か月目をサービス終了満了月とする。</li> <li>・ 終了満了月の最終日をサービス終了日とする。</li> <li>・ 自動延長なし。</li> </ul>
データ復旧支援プラン N A Sモデル (未使用デバイス) 災害 5年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ デバイス納品日よりサービス提供する。</li> <li>・ ご契約期間は、ご契約翌月 1 日を1か月目とし、60か月目をサービス終了満了月とする。</li> <li>・ 終了満了月の最終日をサービス終了日とする。</li> <li>・ 自動延長なし。</li> </ul>

# RICOH サイバーセキュリティパック インシデント対応サービス約款

## 第14条 (本サービス提供区域)

本サービスの提供地域は、日本国内に限定します。

## 第15条 (本サービス実施者)

本サービスの実施は、乙およびデジタルデータソリューション株式会社の従業員が行います。

## 第16条 (乙による本サービスの変更)

乙は、理由の如何を問わず、本サービスの仕様を予告無く変更する場合があります。

## 第17条 (甲による本サービスの追加・変更)

### 1. 監視・初動対応プラン

- (1) 甲は、本サービスの追加および変更を希望する場合は、その旨を乙に通知し、別途乙が指定する手続に基づいてサービスの追加および変更の依頼を行うものとし、追加および変更された本サービスに関する契約については、第6条の規定が適用されるものとし、
- (2) 年額プラン変更において、契約期間満了の1か月前までにお申し込みがいただいた場合に、次年度よりお申し込みいただいたプランに変更されます。

### 2. データ復旧支援プラン

- (1) プラン変更はできません。
- (2) 期間延長においては、災害3年メニューご契約の場合のみ、2年間の延長が可能です。期間延長の際は、サービス終了満了月の1か月前までに以下のオプションメニューのお申し込みが必要です。

メニュー	
データ復旧支援プラン	PCモデル (災害3年延長) 災害2年
データ復旧支援プラン	NASモデル (災害3年延長) 災害2年

- (3) その他標準メニューのご延長が必要な場合は、新たに使用済デバイス用の標準1年メニューをお申込みください。(自動更新ではありません)

メニュー	
データ復旧支援プラン	PCモデル (使用済デバイス) 標準1年

## 第18条 (本サービスの料金等)

1. 甲は、申込書に記載された料金等、乙所定の支払い方法に従って乙に支払うものとし、
2. 甲は、本サービス開始月以降に乙が発行する請求書に定める支払条件により、当該初期費用を乙に支払うものとし、
3. 料金等のうち月額費用が設定されている場合、甲は、本サービス開始翌月以降に乙が発行する請求書に定める支払条件により、乙に支払うものとし、
4. 甲は、料金等を本サービス開始月以降に乙が発行する請求書に定める支払条件により、乙に、一括で支払うものとし、
5. 前項の規定の他、本サービスの実施場所が、乙のサービス要員の所在する場所より片道50km以上の距離で、かつ片道2時間以上かかる地区、および沖縄本島を除く周辺島部である場合、甲は、その都度乙の請求に基づき別途追加料金を負担するものとし、
6. 理由の如何を問わず本サービス契約が効力を失った場合といえども、乙は、甲より一旦支払われた料金等を甲に返金しないものとし、
7. 本サービスの料金等に消費税が賦課される場合、甲は、かかる本サービスの料金等とこれに対する本サービス契約の成立時に有効な税率に基づく消費税相当金額を、併せて乙に支払うものとし、尚、税率の変更があった場合は、当該変更の実施後に甲が乙に支払う対価より変更された消費税を適用するものとし、
8. 甲は、本サービスの料金等を遅延した場合には、支払期日の翌日より代金完済の日まで年14.6%の割合による遅延損害金を乙に支払うものとし、

## 第19条 (本サービス申込みのキャンセル解約)

甲は、理由の如何を問わず本サービスの利用申込後、第18条(本サービスの料金等)に基づく料金を支払い前に本サービス申込みをキャンセルすることはできないものとし、但し、第18条4項のとおり支払うことによりキャンセルできるものとします。

## 第20条 (本サービスの解約)

## RICOH サイバーセキュリティパック インシデント対応サービス約款

1. 本サービスの提供期間中に解約をした場合であっても、本サービスの料金等の返金はしないものとします。
2. 年額メニューは、契約期間途中での解約ができるものとします。  
年額メニューを解約するときは、新規契約または自動更新から11か月経過前までにその旨を乙に通知するものとします。

### 第21条（乙による本サービス契約の解除）

1. 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当した場合、何らの催告なしにただちに本サービス契約の全部または一部を解除することができるものとします。
  - (1) 本条項に定める債務を履行せず、その他本条項に違反し、相当の期間を定めた催告にかかわらず、なお債務不履行その他の違反行為が是正されない場合。
  - (2) 差押、仮差押、仮処分または競売の申立てがあった場合、もしくは公租公課を滞納し督促を受けた場合、あるいは滞納処分により財産の差押を受けた場合。
  - (3) 振出、裏書もしくは引受けた手形または小切手が不渡りとなった場合、もしくは手形交換所より銀行取引停止処分を受けた場合。
  - (4) 発生させた電子記録債権が支払不能となった場合、または電子記録債権取扱金融機関より取引停止処分を受けた場合。
  - (5) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始または特別清算開始を申立てられた場合。
  - (6) 定款違反、合併、総会の決議等による解散事由に該当した場合
  - (7) 資産・信用状態もしくは事業状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合。
  - (8) 監督行政庁により資格の取消、業務の停止等の行政処分を受けた場合。
  - (9) 重大な背信行為があった場合。
  - (10) その他本サービス契約を継続し難い重大な事由が発生した場合。
2. 甲は、前項第2号から第8号までのいずれかに該当した場合、ただちに乙に対してその旨を通知するものとします。
3. 甲は、本条第1項各号のいずれかに該当した場合、乙による契約解除の有無にかかわらず、本サービス契約に基づき甲に対して負担する一切の金銭債務につき当然に期限の利益を喪失し、ただちに弁済するものとします。
4. 乙は、第1項の規定に基づき本サービス契約を解除した場合であっても、甲に対して損害賠償を請求することができるものとします。

### 第22条（本サービスの仕様変更）

乙は、営業上、技術上その他の理由により、本サービスの仕様の全部または一部を変更することができるものとします。

### 第23条（本サービスの廃止）

1. 乙は、乙の都合により本サービスの全部または一部を廃止することができるものとします。
2. 前項の規定により本サービスの全部または一部を廃止する場合、乙は、本サービス廃止日の事前に甲に対してその旨を通知するものとします。
3. 本サービスの一部を廃止した場合は、その限度で利用契約は終了し、全部を終了した場合は、本サービス契約の全てが終了するものとします。
4. 乙は、本条に基づき本サービスを廃止した場合に甲が被った損害について何ら責任を負うものではありません。

### 第24条（本サービスの中止）

1. 乙は、乙の責めに帰すべからざる事由により本サービスの全部または一部の提供を行うことができなくなった場合、本サービスの全部または一部の提供を中止することができるものとします。
2. 乙は、本サービスの全部または一部を中止する場合、甲に対してその旨を通知するものとします。但し、緊急でやむを得ない場合は、乙は事前通知を行わず本サービスを中止することができるものとします。
3. 乙は、本条に基づき本サービスの提供を中止した場合に、甲が被った損害について何ら責任を負うものではありません。

### 第25条（本サービスの停止）

1. 乙は、甲が以下各号のいずれかに該当した場合、甲に通知することなく、直ちに本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。
  - (1) 支払期日が経過しているにもかかわらず本サービスに関連して甲が負担する本サービスの料金等の支払がなされない場合
  - (2) 本サービスの申込、及びその他の手続において乙に対して虚偽の事項を通知したことが判明した場合
  - (3) 乙の問合せ窓口等へ正当な事由もなく長時間にわたり問合せを行う、又は同様の問合せを繰り返し行うことにより乙の業務に支障をきたした場合
  - (4) 乙に対して威嚇による嫌がらせ、恐喝又は脅迫などに当たる行為を行った場合

## RICOH サイバーセキュリティパック インシデント対応サービス約款

- (5) 本条項に違反し、その程度が軽微でないと乙が判断した場合
- (6) 明らかに公序良俗に反する態様において本サービスを利用した場合
- (7) その他乙が不適切であると判断する作為又は不作為による行為を行った場合
2. 乙は、以下各号のいずれかに該当する場合、甲に対して事前に通知することによって、本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。但し、緊急でやむを得ない場合は、乙は事前通知を行わず本サービスを停止することができるものとします。
  - (1) 本サービスの提供に必要な設備に対してメンテナンス又は工事を実施する必要がある場合
  - (2) 乙が本サービスの運用の全部または一部を中止することが望ましいと判断した場合
3. 乙は、本条に基づき本サービスの提供を停止した場合に甲が被った損害について、何ら責任を負うものではありません。
4. 乙は、甲の管理する情報等が、第1項のいずれかに該当する場合は、甲に対し何らの通知なく、蓄積している情報を削除する場合があります。

### 第26条 (氏名等の変更)

甲は、その氏名、商号、または住所等に変更があったときは、速やかに乙が指定する方法によりその旨を乙に通知するものとします。

### 第27条 (データ等の責任)

1. 甲は、本サービスの実施にあたり、データ等いいますについて、自己の責任と費用負担において自ら修復可能なようにバックアップ等適切な処置を講ずるものとします。
2. 乙が本サービスの実施にあたり甲のデータ等が、滅失、毀損、漏洩した場合といえども、その結果発生する直接あるいは間接の損害について、乙はいかなる責任も負わないものとします。

### 第28条 (甲の協力)

1. 甲は、乙の本サービスの実施にあたり、乙より要請があった本サービスの実施に必要な情報、調査シートの他、甲のネットワーク状況および対象PCの設置状況が把握できる資料等（以下、資料等といいます。）を用意し、これを乙に提示するものとします。
2. 甲は、前項により乙に提示した資料等に変更があった場合は、速やかに乙に通知するものとします。
3. 甲は、本サービスの実施に伴い乙が甲の事業所内に立ち入る必要がある場合、甲は、乙の立ち入りを許可すると共に本サービスの実施に必要な適切な広さの作業場所および対象機器の保守に必要な部品等の保管場所を無償で乙に提供するものとします。この場合、乙は、当該事業所の定める安全衛生基準等の諸規則を遵守するものとします。
4. 甲は、本サービスの実施にあたり必要となる場合、甲の保有するコンピューター等の設備を無償で提供するものとします。この場合、乙は、当該設備の使用規則を遵守するものとします。
5. 甲は、乙の保守要員が対象機器の保守サービスの実施に必要であると判断した場合、乙による対象機器の停止、または甲の事業所外への持ち出しを認めるものとします。
6. 甲は、乙または関係会社等の従業員が本サービスの実施に必要であると判断した場合、乙による対象PCの停止、または甲の事業所外への持ち出しを認めるものとします。
7. 甲は、対象PCの設置場所の移動、取り外しをするときは、事前に乙に通知するものとし、乙は、甲の費用負担において対象PCの移動に乙または関係会社等の従業員を立ち合わせるものとします。
8. 甲は、乙が本サービスを実施する上で甲の事業所内で発生する電気代等の費用を負担するものとします。
9. 甲は、対象機器の設置場所の環境等について、対象機器メーカー指定の状態に維持および管理するとともに、当該メーカー所定の使用方法に従って対象機器を使用するものとします。
10. 甲は、乙が本サービスを提供するにあたり必要なネットワーク環境の情報、または対象機器に関する情報を乙に提供するものとします。
11. 甲は、ID等を漏洩、使用上の誤り、第三者による不正使用等により乙または第三者に損害が生じた場合には、これによって生じた一切の責任を負うものとします。
12. 甲は、対象PCの設置場所の環境等について、対象PCメーカー指定の状態に維持および管理するとともに、当該メーカー所定の使用方法に従って対象PCを使用するものとします。

### 第29条 (甲による必要機器の準備)

1. 甲は、必要機器を別途自ら用意するものとします。ただし、本サービスの提供内容の一部として機器の提供がある場合は、この限りではありません。また、乙は甲に対して必要機器の種類等を指定することができるものとします。
2. 甲は、必要機器の設置または、機器への接続を自己の責任と費用負担により行うものとします。
3. 甲は、必要機器の購入およびその設置、接続および設定等を、別途有償にて乙に依頼することができるものとします。

### 第30条 (甲の責任)

## RICOH サイバーセキュリティパック インシデント対応サービス約款

甲は、対象機器および対象PCの障害発生に備え、甲の費用負担において以下の各号に規定する内容を実施する責任を負うものとします。なお、乙は、以下の各号について何ら責任を負うものではありません。

- (1) 対象PC上で作業するソフトウェアのバックアップ
- (2) 前号のソフトウェアにおいて作成され、保存されたデータのバックアップ
- (3) その他の記憶されたデータで、甲が必要であると判断したデータのバックアップ

### 第31条（第三者の権利侵害）

本サービスの実施に関し、甲と第三者との間に当該第三者の権利侵害に関する紛争が生じた場合には、乙は一切の責任を取らないものとします。但し、乙の故意または重大な過失による場合は、この限りではないものとします。

### 第32条（機密情報保持）

1. 甲および乙は、本サービスの履行に際し知り得た相手方の業務上の機密（通信の機密を含む）を第三者に漏洩しないものとします。
2. 乙は、裁判所の命令もしくは法令に基づく強制的な処分が行われた場合には、当該処分の定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。
3. 甲は、本サービスの利用に関して、乙から提供を受けた情報を乙に無断で複製し、または第三者に開示してはならないものとします。

### 第33条（反社会的勢力との関係排除等）

1. 甲及び乙は、自己、自己の役員（名称の如何を問わず、経営及び事業に支配力を有する者をいいます。）若しくは業務従事者又は本サービス契約の媒介者が、次の各号の一つにも該当しないことを誓約します。
2. 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋、社会運動・政治活動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる反社会的勢力（以下、これらを総称して反社会的勢力といたします。）であること
3. 反社会的勢力が出資、融資、取引その他の関係を通じて、自己の事業活動に支配的な影響力を有すること
4. 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
5. 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に危害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
6. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与していると認められる関係を有すること
7. 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
8. 甲及び乙は、本サービス契約の履行が反社会的勢力の運営に資することがないこと、又はその活動を助長するおそれがないことを誓約します。
9. 甲及び乙は、次の各号に該当する事項を行わないものとします。
  - (1) 反社会的勢力を利用し、又は反社会的勢力に対して資金、便宜の提供若しくは出資等の関与をする等、反社会的勢力と関係を持つこと
  - (2) 自ら若しくは業務従事者又は第三者を利用して以下の行為を行うこと
  - (3) 詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いるなどすること
  - (4) 事実に反し、自らが反社会的勢力である旨を伝え、又は関係団体若しくは関係者が反社会的勢力である旨を伝えるなどすること
  - (5) 相手方の名誉や信用等を毀損し、又は毀損するおそれのある行為をすること
  - (6) 相手方の業務を妨害し、又は妨害するおそれのある行為をすること
10. 甲又は乙は、相手方が本条の規定に違反した場合、何ら催告等の手続を要せず、本サービス契約を解除することができるものとします。この場合、甲又は乙は相手方に対して、その名目の如何を問わず、金員の支払その他経済的利益の提供の義務を負担しないものとします。

### 第34条（損害賠償責任）

1. 甲は、乙の本サービス契約違反による損害を被った場合に限り、甲が損害を被った対象機器について支払った本サービスの利用料金相当額を上限として、現実に生じた通常の直接損害について賠償請求できるものとします。なお、甲が本条項により賠償請求できる期間は、当該損害の発生日から6ヶ月間に限られるものとします。
2. 前項に定める場合を除き、本サービスの提供、遅滞、変更、中止、停止、廃止、若しくは本サービスを通じて登録、提供されるデータ、データベース等の流出、若しくは損失等、又はその他本サービスに関連して発生した（天災地変、その他の不測の事故、甲の故意又は過失により発生した場合も含む。）甲又は第三者の損害、及び権利侵害について、乙は一切の責任を負わないものとします。但し、乙の故意又は重大な過失による場合は、この限りではないものとします。
3. 甲が本サービス契約に違反、不正行為、または甲の責めに帰すべき事由により、乙または第三者に損害を与える事態となった場合、乙は、甲に対し損害賠償を請求できるものとします。

## RICOH サイバーセキュリティパック インシデント対応サービス約款

- 乙は、甲の本サービスの利用に関連して、甲の業務に生じた業務中断、遅延、機会損失、甲と第三者との間で発生した紛争、または損害賠償請求については、一切その責任を負わないものとします。

### 第35条（権利義務の譲渡等）

甲は、本サービス契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または継承させてはならないものとします。但し、乙の書面による事前の承諾を得た場合はこの限りではありません。

### 第36条（準拠法）

本サービス契約の成立、効力、解釈および権利の得喪についての準拠法は、日本国法とします。

### 第37条（協議）

甲および乙は、本サービス契約に定めのない事項または解釈上の疑義については必要に応じ協議して定めるものとします。

### 第38条（管轄裁判所）

甲は、本サービス契約に付随して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

### 第39条（個人情報保護方針）

- 乙における個人情報の取扱および利用目的については、以下の乙のWEBサイトに定めるとおりとします。  
リコーホームページ>個人情報保護について  
[https://jp.ricoh.com/privacy/index\\_2.html](https://jp.ricoh.com/privacy/index_2.html)
- 申込書に個人情報が含まれる場合、甲は、かかる個人情報の乙への開示および前項の利用目的が適用されることにつき当該個人の同意を得るものとします。

### 第40条（サービス約款の変更）

- 乙は、本サービス契約の目的に反しない範囲で、その裁量により、本約款をいつでも変更することができます。
- 乙は、前項に基づき本利用規約を変更するとき、甲に対し、次の各号の要項すべてを、通知します。
  - 本約款を変更する旨
  - 変更後の本約款の内容
  - 変更の効力発生日
- 甲は、次の各号のいずれかに該当するとき、変更後の本約款の適用に同意したものとみなします。
  - 変更後の本約款の効力発生日以降に、本サービスを利用したとき
  - 乙が期間を定めた場合であって、当該期間内に本サービス契約の解約を行わなかったとき

# RICOH サイバーセキュリティパック インシデント対応サービス約款

## 別紙1 監視・初動対応プラン 対象機器利用規約

### 1. (規約の目的)

乙は甲に対し、監視・初動対応プラン 対象機器利用規約（以下、別紙1内に限り「本規約」という）に基づきサービス提供対象機器及び本サービス等を提供する。本規約には、本サービス等に関して乙が定める 対象機器 サービス・ハードウェア仕様書のサービス提供条件（以下「提供条件」という。）が適用されるものとする。本規約の内容と提供条件に相違がある場合は、提供条件の定めが優先するものとする。

### 2. (本規約に係る業務)

乙は本規約に従い、本サービス等に関して以下の各号の業務を遂行する。

- (1) 甲からの本サービス等に関する質問及び問い合わせ等、その他適切な処理を行うためのテクニカル・サポート業務。
- (2) サービス提供対象機器により不正通信を検知・遮断、及び甲に通知する監視業務（月次レポートの送付を含む）
- (3) センドバック保守（後出し）のみによるサービス提供対象機器の保管および発送業務その他

### 3. (サイバー保険)

本サービス等に付帯されているサイバー保険は、「サイバー保険概要書」（別紙6）によって定めるものとする。

### 4. (守秘義務)

- (1) 甲及び乙は、本サービス等に関する取引の際に知り得た、相手方当事者のノウハウ、技術、データその他の営業上もしくは、本業務を遂行するうえで知り得た、相手方当事者の営業上の秘密情報並びに技術的な秘密情報、ノウハウ、経営情報（以下「秘密情報」という。）を秘密に保持し、第三者に開示、若しくは漏洩し、あるいは、本規約に係る業務を遂行する以外のいかなる目的のためにも使用してはならないものとする。
- (2) 甲及び乙が、相手方当事者に対して秘密情報を含む、資料、設計書、各種媒体の提供並びに機材等を開示、貸与した場合には、開示、貸与をうける当事者（以下「被開示者」という。）を当該資料、設計書、媒体並びに機材等を善良なる管理者の注意義務をもって保管しなければならないものとする。
- (3) 被開示者は、本条前各号の規定に拘らず、以下の秘密情報については秘密保持義務を負わないものとする。
  - ① 開示を受ける際に、既に自ら所有し又は第三者から入手していたことを立証できるもの。
  - ② 開示を受ける際に、既に公知公用であったもの。
  - ③ 開示を受けた後、自己の責によらずに公知公用となったもの。
  - ④ 開示を受けた後、第三者から機密保持なしに正当に開示を受けたもの。
  - ⑤ 自らが独自に創作したもの。甲が本サービス等を解約した後も3年間は有効に存続する。

### 5. (免責事項)

- (1) 本サービスは、次の各号について補償されるものではなく、これによって甲、又は第三者に生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。
  - ① 不正通信全ての検知・防御
  - ② サービス提供対象機器の動作、性能
  - ③ 甲の指示による設定変更内容の妥当性
- (2) 甲が「対象機器 利用規約」に明記された義務を果たさなかった場合、またはその他通知等未実施の原因が乙によって不可抗力であった場合、「対象機器 利用規約」上のサポートおよび保険は一切適用されないものとします。本サービスの提供において、機器の故障、トラブル、停電または通信回線の異常等による本サービス提供の停

## RICOH サイバーセキュリティパック インシデント対応サービス約款

止、及び遅延が生じることがあり、また本サービスに関するデータが消失することがあります。乙に故意または重過失が存する場合または甲が消費者契約法上の消費者に該当する場合にはその限りではありません。なお、乙が損害賠償責任を負う場合であっても、甲から当該損害が発生した月に受領した利用料の額を上限とします。

- (3) 乙は「サービス提供条件」の定めに基づき本サービスの提供を一時的に停止した場合、事由の如何を問わず、当該サービスの一時停止によって甲又は第三者に生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。
- (4) 乙は甲に対して事前に通知する事なく本サービス、または本サービスの一部を変更、中断及び終了する場合があります。乙は、かかる事情により甲又は第三者に生じた損害については、一切責任を負わないものとします。
- (5) 乙に故意または重過失が存する場合には、乙が損害賠償責任を負いますが、損害賠償額は甲から当該損害が発生した月に受領した利用料の額を上限とします。
- (6) 本サービスを利用中に万が一機器の故障等（機器自体がマルウェア等に感染した場合も含む）により甲の利用端末から情報漏えいが発生しても、乙は一切責任を負いません。

# RICOH サイバーセキュリティパック インシデント対応サービス約款

## 別紙2 監視・初動対応プラン サービス仕様

### 1. 本サービスについて

本サービスは、甲の IT 資産に対するマルウェアによる脅威を早期に発見・遮断・通知することを目的としたサービスです。本書では本サービスの内容や提供条件についてご案内します。

### 2. サービス仕様の取り扱いについて

- (1) 本仕様は、DDH BOX 利用規約に同意いただいた甲を対象に提示させていただくものです。従いまして、本文書を入力された担当者様におかれましては、秘密保持義務に従いお取り扱いください。
- (2) 本文書に記載されているシステム名、製品名、会社名などの固有名詞は、一般にその開発元の商標、または、登録商標です。本文書では、本文書を作成する目的においてのみ、それらの固有名詞を利用しており、その商標権を侵害する目的や、意図はありません。なお、本文中では、™、©、および®を明記していない場合があります。
- (3) 本文中のすべての内容は、著作権法上の保護を受けております。著者、および発行者の許諾を得ずに、無断で本文書の複写、複製、及び、転載を行うことは禁じられています。
- (4) 本文書に記載されている仕様および製品に関する情報は、必要に応じて予告なしに変更される場合があることをあらかじめご了承ください。

### 3. 対象機器

対象機器	商品名	備考
DDH-BOX	RICOH-CSPインシデント対応サービス監視・初動対応プラン専用監視機器(DDH-BOX)	

### 4. 対象サービスメニュー

RICOHサイバーセキュリティパック インシデント対応サービス			PC監視台数	監視 上限台数	
1. 監視・初動対応プラン					
メニュー 共通	初回	-機器保守	監視・初動対応プラン 監視機器本体 (DDH-BOX)	-	
		-導入設置	監視・初動対応プラン 監視機器設定導入	-	
		-訪問基本	監視・初動対応プラン 訪問基本	-	
年額	1年目運用	監視・初動対応プラン 年額新規 5台接続	1台～5台まで	5台	
		監視・初動対応プラン 年額新規 10台接続	1台～10台まで	10台	
		監視・初動対応プラン 年額新規 20台接続	1台～20台まで	20台	
		監視・初動対応プラン 年額新規 30台接続	1台～30台まで	30台	
		監視・初動対応プラン 年額新規 50台接続	1台～50台まで	50台	
		監視・初動対応プラン 年額新規 100台接続	1台～100台まで	100台	
		監視・初動対応プラン 年額新規 200台接続	1台～200台まで	200台	
	更新	2年目以降運用 (自動更新)	監視・初動対応プラン 年額更新 5台接続	1台～5台まで	5台
			監視・初動対応プラン 年額更新 10台接続	1台～10台まで	10台
			監視・初動対応プラン 年額更新 20台接続	1台～20台まで	20台
			監視・初動対応プラン 年額更新 30台接続	1台～30台まで	30台
			監視・初動対応プラン 年額更新 50台接続	1台～50台まで	50台
			監視・初動対応プラン 年額更新 100台接続	1台～100台まで	100台
			監視・初動対応プラン 年額更新 200台接続	1台～200台まで	200台
5年一括	初回	5年間運用 (一括)	監視・初動対応プラン 5年新規 5台接続	1台～5台まで	5台
		監視・初動対応プラン 5年新規 10台接続	1台～10台まで	10台	
		監視・初動対応プラン 5年新規 20台接続	1台～20台まで	20台	
		監視・初動対応プラン 5年新規 30台接続	1台～30台まで	30台	
		監視・初動対応プラン 5年新規 50台接続	1台～50台まで	50台	
		監視・初動対応プラン 5年新規 100台接続	1台～100台まで	100台	
		監視・初動対応プラン 5年新規 200台接続	1台～200台まで	200台	

## RICOH サイバーセキュリティパック インシデント対応サービス約款

追加	5年間運用 (接続台数追加 用(5年満了ま での月数分))	監視・初動対応プラン 5年新規 300台接続	1台~300台まで	300台
		監視・初動対応プラン 契約変更 10台接続	1台~10台まで	10台
		監視・初動対応プラン 契約変更 20台接続	1台~20台まで	20台
		監視・初動対応プラン 契約変更 30台接続	1台~30台まで	30台
		監視・初動対応プラン 契約変更 50台接続	1台~50台まで	50台
		監視・初動対応プラン 契約変更 100台接続	1台~100台まで	100台
		監視・初動対応プラン 契約変更 200台接続	1台~200台まで	200台
監視・初動対応プラン 契約変更 300台接続	1台~300台まで	300台		

補足)

各メニューには監視できるPCの上限台数がございます。監視対象がPC監視上限台数を超えることがないようにお申込みが必要です。

補足) タブレットおよびスマートフォンの台数は含めずに接続されるPC台数を基準にお申込みください。

### 5. サービス分類別仕様

分類	項目	内容	補足	対応時間
導入サービス	導入準備シート作成	甲にヒアリングし導入準備シートを作成いたします。	作成した導入準備シートを甲にご確認いただき、記名押印を頂きます。	月~金 9:00~17:00 (但し、土日祝日および 年末年始の乙の指定日を 除く)
	開梱作業	対象機器の開梱作業を実施します。	—	
	設定	ベースコンフィグの流し込みを実施します。 導入準備シートに基づき設定作業を実施します。	ベースコンフィグは乙が作成した規定のものを使用します。 甲による設定はできません。	
	設置、結線	ONU・電源ケーブル・LANケーブルなどの接続を実施します。	—	
	動作確認	動作確認を実施します。	—	
	操作説明	ユーザガイドを使って対象機器の操作説明を実施します。	—	
	作業完了報告	作業完了報告書及び導入準備シートを元に、作業完了報告を実施します。	作業完了報告を甲にご確認頂き、記名押印を頂きます。	
保守サービス (機器)	コール受付	対象機器のハードウェア障害に関する問合せ、および保守対応依頼を電話にて受付します。	—	
	障害切り分け (電話/オンサイト)	一次的には電話、二次的に保守要員を訪問させることで、対象機器に発生した障害の切り分けを実施します。	対象機器に障害がないことが判明した場合、対応を終了します。	
	ハードウェア交換	保守要員を訪問させ、対象機器と保守用部材との交換を実施します。	—	
	コンフィグ投入	導入時もしくは設定変更時に取得したコンフィグをインストールし、事前環境調査票、導入準備シートに基づき設定します。	—	
	作業完了報告	保守レポートにより作業完了報告を実施します。	保守レポートを甲にご確認いただき、記名押印を頂きます。	
	特記事項	保守サービス開始日は導入作業の完了日となります。 ソフトウェア、又は、ファームウェアのバージョン作業は本サービスに含まれません。乙が必要と判断した場合、リモートで甲の対象機器に対して設定変更(ファームウェアアップデートを含む)を行う場合があります。		
監視サービス	監視クラウド準備	クラウド初期設定・DDH BOX 設置では、機器設置情報シートにて決定した内容を基に乙にてクラウドシステムの初期設定をいたします。		
	機器死活監視・通知	DDH BOXから定期的にクラウドシステムに対し疎通確認用の通信を行います。クラウドシステム側では、通信を受信できなくなった場合、クラウドシステムに登録されている通知先に対しメールを送信します。	リモート対応 24時間365日 (監視サーバーより 自動メール送信)	

## RICOH サイバーセキュリティパック インシデント対応サービス約款

分類	項目	内容	対応時間
監視サービス	セキュリティ監視・通知	<p>DDH BOX にてセキュリティインシデントを検出すると、事前にご登録いただいた連絡先にメールで通知をします。</p> <p>(注) お客様のセキュリティインシデントすべての検出を保証するものではありません。(注) ログの大量発生によりシステムに影響が出る場合、DDH BOX のログ取り込みを停止させていただく場合がございます。</p> <p>監視サービスでは、お客様先に設置する DDH BOX で C2 サーバへの通信を監視します。C2サーバ通信を検知した場合、当該通信を遮断し、“通信時間”、“IP アドレス”、“ポート番号”の情報を含むログをクラウドシステムに送信します。</p> <p>クラウドシステムでは、登録されている通知先に対し当該通信の情報を記載したメールを登録された宛先に送信し、弊社より状況確認のお電話をさせていただきます。</p>	<p>リモート対応 24時間365日 (監視サーバーより自動メール送信)</p>
初動対応サポートおよびおかけつけ	初動対応サポート	<p>セキュリティ監視システムより検知後、リモートで初動対応サポートをいたします。内容により現地でサポートが必要と乙サポート要員が判断した場合、オンサイトでの初動対応をサポートいたします。リモートおよびオンサイトで対応する内容においては検知メールにある記載されている初動対応内容となります。それ以外のサポートにおいてはサービスサポート対象外となります。サービスサポート対象外の内容においては別途お見積りの上ご対応させていただきます。</p> <p>甲の初動対応サポート (*甲PCの操作は甲で操作)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 甲で実施いただく内容</li> <li>• 脅威対象のIPアドレスを持つ対象PCを特定する</li> <li>• 対象PCをネットワークから隔離する</li> <li>• 対象PCをクリーニングする(初期化等)</li> </ul>	<p>リモート対応 月～金 9:00～18:00 (但し、土日祝日および年末年始の乙の指定日を除く) 電話受付のみであれば24時間365日</p> <p>オンサイト対応 月～金 9:00～17:00 (但し、土日祝日および年末年始の乙の指定日を除く) ※コールセンター受付15:00まで。オンサイトは翌営業日対応。</p>
問い合わせ	ユーザガイドに関する内容	<p>契約時またはCE作業時にお渡しするユーザガイドに記載されている内容についてご回答いたします。</p> <p>本サービス以外の問い合わせや障害対応に関する問い合わせについては問合せ対応に含まれず、乙は一切責任を負わないものとします。</p> <p>応対は、乙の合理的判断に基づきなされるものとし、当該対応に基づく結果については、乙の故意または重過失の場合を除き、乙は何ら責任を負うものではありません。また乙は、全ての内容に回答し、甲に生じた問題を全て解決することを保証するものではありません。</p>	<p>月～金 9:00～17:00 (但し、土日祝日および年末年始の乙の指定日を除く)</p>
	監視通知・初動対応に関する内容	<p>監視通知メールに内容についてご回答いたします。</p> <p>初動対応内容についてご回答いたします。</p>	

# RICOH サイバーセキュリティパック インシデント対応サービス約款

## 別紙3 DDH-BOX（対象機器）利用規約

リコージャパン株式会社およびデジタルデータソリューション株式会社（以下「乙」という。）が提供するDDH BOX（以下「サービス提供対象機器」という。）、およびインシデント対応サービス 監視・初動対応プラン（以下「本サービス等」という。）をご利用する甲（以下、「甲」という）は、DDHBOX 利用規約（以下、別紙3内に限り「本規約」という。）を承諾した上で、本サービス等を利用するものとする。

### 第1条（規約の目的）

1. 乙は甲に対し、本規約に基づきサービス提供対象機器及び本サービス等を提供する。
2. 本規約には、本サービス等に関して乙が定める DDH BOX サービス・ハードウェア仕様書のサービス提供条件（以下「提供条件」という。）が適用されるものとする。本規約の内容と提供条件に相違がある場合は、提供条件の定めが優先するものとする。

### 第2条（本規約に係る業務）

乙は本規約に従い、本サービス等に関して以下の各号の業務を遂行する。

1. 甲からの本サービス等に関する質問及び問い合わせ等、その他適切な処理を行うためのテクニカル・サポート業務。
2. サービス提供対象機器により不正通信を検知・遮断、及び甲に通知する監視業務。
3. センドバック保守（後出し）のみによるサービス提供対象機器の保管および発送業務その他

### 第3条（サービス提供対象機器の所有権の移転及び危険負担）

1. サービス提供対象機器にかかる所有権は、前条第3項に基づき納品が完了した時点をもって乙から甲に移転する。
2. サービス提供対象機器の滅失、損傷、変質その他の損害は、サービス提供対象機器の納品後は甲が負担する。

### 第4条（サイバー保険）

1. 本サービス等に付帯されているサイバー保険は、別紙6「サイバー保険概要書」によって定めるものとする。

### 第5条（守秘義務）

1. 甲及び乙は、本サービス等に関する取引の際に知り得た、相手方当事者のノウハウ、技術、データその他の営業上もしくは、本業務を遂行するうえで知り得た、相手方当事者の営業上の秘密情報並びに技術的な秘密情報、ノウハウ、経営情報（以下「秘密情報」という。）を秘密に保持し、第三者に開示、若しくは漏洩し、あるいは、本規約に係る業務を遂行する以外のいかなる目的のためにも使用してはならないものとする。
2. 甲及び乙が、相手方当事者に対して秘密情報を含む、資料、設計書、各種媒体の提供並びに機材等を開示、貸与した場合には、開示、貸与をうける当事者（以下「被開示者」という。）を当該資料、設計書、媒体並びに機材等を善良なる管理者の注意義務をもって保管しなければならないものとする。
3. 被開示者は、本条前各項の規定に拘らず、以下の秘密情報については秘密保持義務を負わないものとする。
  - (1) 開示を受ける際に、既に自ら所有し又は第三者から入手していたことを立証できるもの。
  - (2) 開示を受ける際に、既に公知公用であったもの。
  - (3) 開示を受けた後、自己の真によらずに公知公用となったもの。
  - (4) 開示を受けた後、第三者から機密保持なしに正当に開示を受けたもの。
  - (5) 自らが独自に創作したもの。
4. 本条は、甲が本サービス等を解約した後も3年間は有効に存続する。

# RICOH サイバーセキュリティパック インシデント対応サービス約款

## 第6条（個人情報の扱い）

1. 甲及び乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）を理解し、これを遵守するものとし、本業務により取得する相手方当事者の顧客情報及び関連情報は当該法律における個人情報となることを認識する。
2. 甲及び乙が本業務により取得する個人情報については、相手方当事者において機密性を有する重要な情報であることを認識し、相手方当事者の指示に従い、本業務の目的の範囲内でのみ使用するものとし、第三者に開示、漏洩してはならない。
3. 甲及び乙は、相手方当事者の書面による承諾なく、本業務により取得した個人情報を複製し、又はデータベース化してはならないものとする。また、相手方当事者より顧客の個人情報の利用方法、及び個人情報の全部又は一部を消去、変更、返却するよう指示があった場合には、直ちにこれに応じなければならない。

## 第7条（保証）

乙は、甲に発生する損害のすべてが必ずサイバー保険により補償されることを保証はしない。

## 第8条（権利等の譲渡或いは担保の禁止）

甲は、本規約に基づく権利と義務の全部又は一部に関して、乙の事前の承諾を得ないで、第三者に譲渡し、又は担保の用に供してはならないものとする。

## 第9条（損害賠償）

1. 甲および乙は、その責に帰すべき事由により、相手方当事者又は第三者に損害を与えた場合は、自己の責任と費用により、かかる損害を賠償しなければならないものとし、相手方当事者には何ら迷惑をかけないことを保証する。
2. 前項の損害賠償の範囲は、現実生じた通常の直接損害とし、逸失利益、特別の事情による損害、その他、当事者の責めに帰さない事由により生じた損害については、如何なる場合においても、責任を負わないものとする。また、損害賠償責任の原因となる事由が生じた時点（当該事由が複数ある場合はそのもっとも遅い時点）の直近12カ月間のDDH BOX月額費用の合計額を上限とする。

## 第10条（提供の停止）

1. 甲が以下のいずれかに該当する場合、乙は本サービス等の提供を停止することができる。
  - (1) 甲が本サービス等の取引代金の支払いを怠った場合
  - (2) 甲の申込にあたって、虚偽の事項があったことが判明した場合
  - (3) 甲が本規約契約のいずれかの規定に違反した場合
2. 甲は、前項によるサービス停止期間中においても、乙に対する当該期間中の代金の支払義務を負うものとする。

## 第11条（本サービス等の廃止）

1. 乙は、乙の都合により本サービス等の全部、または一部を廃止することができるものとする。
2. 乙は、前項の規定により本サービス等の廃止を行う場合には、2カ月前までに甲に対して書面または乙が適当と判断する方法にて、その旨を通知する。

## 第12条（契約解除）

1. 甲又は乙は、相手方当事者が本規約契約に違反した場合には、相当な期間を定め、かかる違反の是正を催告し、

## RICOH サイバーセキュリティパック インシデント対応サービス約款

当該期間内にかかる違反が是正されない場合には、本サービス等を解除することができるものとする。

2. 甲及び乙は、相手方当事者が以下の各号に該当する場合は、当該相手方当事者に対して何ら催告を要さず、即時に本サービス等を解除することができるものとする。
  - (1) 社会的信用を著しく毀損し、または損害を与えた場合、もしくはその恐れがあるとき。
  - (2) 公序良俗又は法令等に違反したとき。
  - (3) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続の開始、清算手続、特別清算手続その他類似する手続の開始を自ら申立て又は債権者より申し立てられたとき。
  - (4) 手形交換所の取引停止処分若しくは資産の差押、仮差押、もしくは競売、滞納処分を申立てられたとき。
  - (5) 営業の廃止または変更、もしくは解散の決議をしたとき。
  - (6) 相手方が、暴力団、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年五月十五日法律第七十七号）に定める定義のとおり）、又は暴力団関係者等の反社会的勢力に所属、又は関係していることが判明したとき。
  - (7) その他資産、信用及び支払能力等に重大な変更を生じ、又はその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。
  - (8) その他、乙が不適切と認めた場合。

### 第13条（有効期間）

本規約の有効期間は、本サービス等の提供開始日から本サービス等の提供終了日までとする。

### 第14条（契約終了後の処置）

1. 甲及び乙は、本サービス等の提供が終了したときは、互いに既に確定した債権債務について、速やかにこれを清算するものとする。
2. 本サービス等の提供が期間満了または解除により終了した場合においても、第6条、第9条、第10条の規定は、対象事項が存在する限り、なお有効に存続するものとする。

# RICOH サイバーセキュリティパック インシデント対応サービス約款

## 別紙4 DDH BOXサービス・ハードウェア仕様書

### 1 はじめに

1. サービス・ハードウェア仕様書本サービスについて

DDH BOX サイバー保険付帯サービス(以下、別紙4内に限り「本サービス」といいます。)は、甲の IT 資産に対するマルウェアによる脅威を早期に発見・遮断・通知することを目的としたサービスです。本書では本サービスの内容や提供条件についてご案内します。

2. 本文書について

本文書は、リコージャパン株式会社およびデジタルデータソリューション株式会社(以下、「乙」といいます。)が提供する本サービスのサービス及びハードウェア仕様書です。

本文書は、DDH BOX 利用規約に同意いただいた甲を対象に提示させていただくものです。従いまして、本文書を入手された担当者様におかれましては、機密保持の契約内容に従いお取り扱いください。

本文書に記載されているシステム名、製品名、会社名などの固有名詞は、一般にその開発元の商標、または、登録商標です。本文書では、本文書を作成する目的においてのみ、それらの固有名詞を利用しており、その商標権を侵害する目的や、意図はありません。なお、本文中では、™、©、および®を明記していない場合があります。

本文中のすべての内容は、著作権法上の保護を受けております。著者、および発行者の許諾を得ずに、無断で本文書の複製、複製、及び、転載を行うことは禁じられています。

本文書に記載されている仕様および製品に関する情報は、必要に応じて予告なしに変更される場合があることをあらかじめご了承ください。

### 2 サービスメニュー

1. サービス構成

- DDH BOX サイバー保険付帯サービス

2. サービスメニュー概要

(1) DDH BOX サイバー保険付帯サービス

甲のネットワークに設置されている DDH BOX 本体(以下、「DDH BOX」といいます。)のセキュリティ監視サービスを提供します。DDH BOX から出力されるログを乙のクラウドシステムに取り込みます。取り込まれたログは乙独自の手法により解析を行います。なお、ログを転送する通信経路は、転送経路上でのデータ盗聴、改ざんなどの脅威から保護する為に、暗号化されます。

DDH BOX にてセキュリティインシデントを検出すると、事前にご登録いただいた連絡先にメールで通知をします。

(注) 甲のセキュリティインシデントすべての検出を保証するものではありません。

(注) ログの大量発生によりシステムに影響が出る場合、DDH BOX のログ取り込みを停止させていただく場合がございます。

3. サービス提供対応機器一覧

- DDH BOX 本体

### 3 サービス仕様詳細

1. サービス提供準備作業フロー

(1) 機器設置情報シートへの記入/提出

本サービスを快適にご利用いただく為、機器設置情報シート(別紙)への記入/提出をお願いします。

機器設置情報シートにて甲から提示頂く事項の一例は下記の通りです。

- ① 脅威情報の通知先
- ② DDH BOX 設置候補日
- ③ DDH BOX 設置場所
- ④ DDH BOX 設定情報 (IP アドレス等)

(2) DDH BOX 提供

DDH BOX は原則として乙にて手配し、甲に提供します。DDH BOX の提供形態は買取方式です。

(3) クラウド初期設定・DDH BOX 設置

## RICOH サイバーセキュリティパック インシデント対応サービス約款

クラウド初期設定・DDH BOX 設置では、機器設置情報シートにて決定した内容を基に乙にてクラウドシステムの初期設定を行うと共に、DDH BOX のソフトウェアインストール・初期設定・ご指定場所へ送付します。送付した機器は甲にて設置または、設置代行サービスをご利用頂きます。

クラウド初期設定・DDH BOX 設置の前に機器設置情報シートが確定している必要があります。加えて甲の対応項目である DDH BOX 設置に必要な設置場所(環境)・電源・IPアドレスの確保、「Ethernet ケーブルの準備」、「ネットワーク機器等の設定」が完了している必要があります。

DDH BOX 設置に必要なリソース情報（機器サイズ・電源容量・ネットワーク設定条件）については「8.ハードウェア仕様書」をご覧ください。

### (4) サービス開始前テスト

サービス開始前テストでは機器設置情報シートにて決定した内容のサービスが甲へ提供できるかどうかを確認します。クラウドの初期設定と DDH BOX 設置が完了している必要があります。

### (5) 初期セットアップ時の対応フロー

DDH BOX の初期セットアップは下記フローにより実施します。

#### ① DDH BOX 設置

甲環境において、所定の位置に DDH BOX を設置します。

#### ② DDHBOX 管理画面（以下、「管理画面」といいます。）へのアクセス

機器設置後、管理画面にアクセスを行います。管理画面の IP アドレスをデフォルト値から、機器設置情報シートに記載いただいた IP アドレスへ設置日当日、現地にて設定します。

#### ③ 設定の確認

機器設置情報シートに記載いただいた項目が正しく設定されているか確認を行います。具体的には、使用する DNS サーバ、NTP サーバ、PROXY サーバの確認を行います。

#### ④ クラウドシステムと連携するための設定

クラウドシステムと連携するためのユーザ ID やアクセスキーの設定を行います。乙から予め設定に必要なファイルを提供しますので（メール）、管理画面から適用ください。

#### ⑤ サービス開始前テスト

DDH BOX とクラウドシステムが連携できていることを確認します。クラウドシステム側で甲の DDH BOX が認識できていることを確認します。

## 2. 監視・対応

### (1) C2 サーバへの通信を監視

- ① 監視・対応サービスでは、甲先に設置する DDH BOX で C2 サーバへの通信を監視します。C2サーバ通信を検知した場合、当該通信を遮断し、“通信時間”、“IP アドレス”、“ポート番号”の情報を含むログをクラウドシステムに送信します。
- ② クラウドシステムでは、登録されている通知先に対し当該通信の情報を記載したメールを登録された宛先に送信します。

※注釈※ DDH BOX では、標的型攻撃等によりマルウェアに感染したシステムが感染後に行う、C2 サーバ (Command&Control サーバ、指令サーバ)への通信をブロックすることが可能です。

C2 サーバは、対策を逃れるため短期間で所在を変更する傾向にありますが、国内大手セキュリティベンダである株式会社ラックから提供を受けている C2 サーバリストが毎日更新・反映されており、鮮度と精度を高めた情報の提供が可能となっております。

### (2) DDH BOX の死活監視

DDH BOX から定期的にクラウドシステムに対し疎通確認用の通信を行います。クラウドシステム側では、通信を受信できなくなった場合、クラウドシステムに登録されている通知先に対しメールを送信します。

通信が受信できなくなった場合、以下の記載事項をご確認ください。

電源が入らないなどのトラブルが発生している場合、DDH BOX 筐体の交換が必要になる場合がございます。

- ・ DDH BOX 前面の電源 LED が黄色に点灯しているかをご確認ください。黄色に点灯していない場合、電源ボタンを押下して LED が黄色に点灯することをご確認ください。
- ・ DDH BOX の管理ポートに接続されている LAN ケーブルや電源ケーブルが外れていないことをご確認ください。
- ・ 管理ポートの LED ランプが点滅しているかをご確認ください。点滅していない場合、DDH BOX の管理画面

## RICOH サイバーセキュリティパック インシデント対応サービス約款

面から再起動や LAN ケーブルの交換をお試してください。

- 甲のネットワークで異常が発生していないかご確認ください。
- DDH BOX の管理画面にアクセスできるかご確認ください。

### (3) DDH BOX の運用保守

下記保守サービスを提供します。

- 標準センドバック保守サービス (1 年)

## 3. レポートニング

### (1) 定期レポート

定期レポートでは、検知したイベントに対するサマリー情報を月に一度メールにてご案内します。検知イベントが発生していない場合は通知されません。

## 4 サービス提供条件

本項では、本サービスを提供する上で必要な条件などについて記載します。

### 1. トラフィック監視条件

甲環境に設置する DDH BOX で監視対象となる通信と監視方法を下記に示します。

表 1 トラフィック監視条件

監視対象	監視方法	備考
IP アドレス	送信元・送信先 IP アドレスを DDH BOX が保持する C2 サーバの IP アドレスリストと照合を行い、該当する通信を遮断します。	C2 サーバ関連

### 2. 設置環境の条件

甲環境に設置する DDH BOX の設置環境としては、設置場所・電源を確保頂くと共に、DDH BOX の管理ポートに分析用クラウドと通信するための IP アドレスを割り当てて頂く必要がございます。

DDH BOX は Firewall(もしくは Router)と LAN スイッチとの間に設置する必要があります。

管理ポートは、LAN スイッチと接続し、DDH BOX の LAN/WAN ポートを経由して分析用クラウドと通信が行えるようにネットワーク設定を行う必要があります。

表 2 DDH BOX とクラウドシステム間で発生する通信

No	プロトコル	ポート番号	通信概要
1	https	443	クラウドシステムへのログ送信時やユーザ ID・アクセスキー登録処理時に通信が発生します。
2	http	80	DDH BOX のアップデート時に使用されます。

### 3. 本サービス関連システムのメンテナンスについて

本サービス関連システムの維持管理および機能拡張のためメンテナンスを実施することがございます。メンテナンスに際しては可能な限り甲への提供サービスに影響がないように計画します。

サービスに影響を及ぼす可能性のある計画メンテナンスは原則として土曜日 0 時から土曜日 6 時までの範囲にて計画します。サービスに影響を及ぼさない計画メンテナンスは平日日中帯に実施することがあります。

サービス維持・復旧を目的として緊急メンテナンスを計画・実施する場合がございます。緊急メンテナンスの甲へのご案内は作業直前となる場合がございますことをご了承ください。

## 5 サービスご利用料金

本サービスのサービスご利用料金につきましては別途お問合せ窓口までご確認ください。

## 6 免責事項

- 本サービスは、次の各号について補償されるものではなく、これによって甲、又は第三者に生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。
  - 不正通信全ての検知・防御
  - サービス提供対象機器の動作、性能
  - 甲の指示による設定変更内容の妥当性
- 甲が「DDH BOX 利用規約」に明記された義務を果たさなかった場合、またはその他通知等未実施の原因が乙にとって不可抗力であった場合、「DDH BOX 利用規約」上の保証は一切適用されないものとします。
- 本サービスの提供において、機器の故障、トラブル、停電または通信回線の異常等による本サービス提供の停止、及び遅延が生じることがあり、また本サービスに関するデータが消失することがあります。乙に故意または重過失が存する場合または甲が消費者契約法上の消費者に該当する場合にはその限りではありません。なお、乙が損害賠償責任を負う場合であっても、甲から当該損害が発生した月に受領した利用料の額を上限とします。
- 乙は「サービス提供条件」の定めに基づき本サービスの提供を一時的に停止した場合、事由の如何を問わず、当該サービスの一時停止によって甲又は第三者に生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。
- 乙は甲に対して事前に通知する事なく本サービス、または本サービスの一部を変更、中断及び終了する場合があります。乙は、かかる事情により甲又は第三者に生じた損害については、一切責任を負わないものとします。
- 乙に故意または重過失が存する場合には、乙が損害賠償責任を負いますが、損害賠償額は甲から当該損害が発生した月に受領した利用料の額を上限とします。
- 本サービスを利用中に万が一機器の故障等（機器自体がマルウェア等に感染した場合も含む）により甲の利用端末から

情報漏えいが発生しても、乙は一切責任を負いません。

## 7 個人情報保護方針

乙は個人情報を保護する為、以下のとおり方針を定め、必要な措置を講じるとともに、個人情報の管理を強化してまいります。

1. 個人情報の適切な取得、及び利用・提供に関する方針
  - (1) 個人情報の取得
    - ① 適法かつ公正な手段を用い、本人の同意がある場合にのみ個人情報を取得します。
    - ② 各事業の業務内容及び規模を考慮した適切な個人情報の取得を行います。
    - ③ 個人情報の取得にあたり、利用及び提供の目的を明確にします。また、その目的を達成するために必要な範囲内でのみ個人情報を取得します。
  2. 個人情報の利用及び提供  
個人情報を利用及び提供する場合は、必ず本人の同意を得た目的の範囲内で行います。
  3. 個人情報の適正な管理に関する方針
    - (1) 個人情報の正確性の確保  
取得した個人情報は、最新の状態で且つ正確な状態で管理します。尚、本人から個人情報に関して開示、変更、又は削除等の要求があった場合には、遅滞なくこれに応じます。
    - (2) 個人情報の安全管理
      - ① 個人情報の漏えい、滅失又はき損、関連する法令等に対する違反等、個人情報の取り扱いの各局面におけるリスクを認識し、必要な対策を講じます。
      - ② 前述のような個人情報に関する事故の発生等、万一の状況に備えた体制の整備及び速やかに是正対策を実施します。
    - (3) 個人情報の処理を外部委託する場合の原則  
個人情報の処理を外部委託する必要がある場合、乙基準に照らして委託先の選定を行い、機密保持契約の締結、及び個人情報取り扱いに関する適切な管理・監督を行います。
    - (4) 法令遵守に関する方針  
乙は、個人情報の取り扱いに関する法令、国が定める指針及びその他の規範を遵守します。
  4. 個人情報に関する問い合わせ及び相談への対応に関する方針  
乙は、個人情報に関する問い合わせ及び相談等に対応する為、窓口を設置し、適切且つ迅速な対応を行います。
  5. 点検に関する方針  
乙は、個人情報保護の為の仕組みが適切に運用されていることを確認するために、定期的に運用の確認及び監査を実施します。
  6. 継続的な改善に関する方針  
乙は個人情報を保護する為の仕組みを定期的に見直し、状況の変化や社会的動向等を踏まえ、継続的に改善します。

## 8 ハードウェア仕様

### ▼仕様

タイプ	ファンレスホワイトボックス
CPU	Intel® Celeron® Processor N3160
メモリ	DDR3L SODIMM 1600MHz 4GB
イーサネット	RJ45 1GbE 4ポート
バイパス	1セグメント
ストレージ	SATA-DOM MLC 16GB
拡張スロット	Mini-PCIe ハーフサイズ ×1
インタフェース	USB3.0 ×2,HDMI ×1
コンソール	RJ45 Console ×1
電源	40W アダプター

## ▼設置諸元

外形寸法（幅、奥行、高）	299.5(W)×144.5(D)×43.5(H)mm
重量	約1.1kg
動作環境	温度：0～40°C 湿度：20～90%RH（結露なきこと）

## ▼適合規格・指令

規格・指令名	FCC / CE / UL / RoHS2 / VCCI
--------	------------------------------

## 別紙6

### サイバーリスク保険概要書

本紙は、デジタルデータソリューション株式会社（以下、DDS：保険契約者）が東京海上日動火災保険株式会社（以下、東京海上日動）と契約するサイバーリスク保険の内容を

- 「DDH BOX サイバーリスク保険付帯サービス」（以下、DDH BOX）の契約者（以下、甲：被保険者）に説明するものです。「DDH BOX」には、サイバー攻撃などによるサイバーセキュリティ事故やネットワークからの情報漏えいに起因して発生する、各種損害を補填する「サイバーリスク保険」が付帯されています。
- 「サイバーリスク保険」の補償について  
「サイバーリスク保険」は、DDSが保険契約者となり、「DDH BOX」の契約者を被保険者として、東京海上日動との間で契約締結することで付帯されます。  
① ここでいう「サイバーリスク保険」の対象は、DDH BOXに監視されているコンピュータシステムに発生した事故に限ります。  
② 「サイバーリスク保険」の補償期間は「DDH BOX サイバーリスク保険付帯サービス」の利用約款に記載される「サービス提供期間」と同一となります。  
③ 「サイバーリスク保険」の補償内容は、保険金の支払い状況により、変更となることがあります。この場合、DDSは、可能な場合には2ヶ月以上前にその旨を甲に通知するものとします。甲に生じた損害について、甲に対し何らの責任も負わないものとします。
- 「サイバーリスク保険」の概要 ※概要を記載したものになります。詳細につきましては、下欄お問い合わせ先までご照会ください。  
「サイバーリスク保険」においては、DDH BOXに監視されているコンピュータシステムに発生した事故に起因する以下の損害を補償します。  
(1) ①ネットワークの所有、使用、管理に起因して発生した他人の事業の休止や、②情報の漏えいまたはそのおそれ等の事由について、被保険者が保険期間中に損害賠償請求がなされ、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。  
(2) セキュリティ事故に対応するためのサイバーセキュリティ事故対応費用（サイバー攻撃対応費用、原因・被害範囲調査費用、相談費用、データ等復旧費用）を被保険者が負担することによって被る損害を補償します。

対象となる損害	概要
(1) 賠償責任を負担することによって生じる損害	提起された損害賠償請求について、被保険者が負担する損害賠償金、争訟費用等
(2) サイバーセキュリティ事故対応費用	
① サイバー攻撃対応費用	・不正アクセス等またはそのおそれが発見されたことにより、ネットワークの遮断対応を外部委託した場合に支出する費用 ・不正アクセス等のおそれが発見されたことにより、不正アクセス等の有無を判断するために支出する費用
② 原因・被害範囲調査費用	セキュリティ事故の原因もしくは被害範囲の調査または証拠保全のために支出する費用
③ 相談費用	セキュリティ事故・風評被害事故に対応するため直接必要な弁護士費用、コンサルティング費用及び風評被害拡大防止費用
④ データ等復旧費用	セキュリティ事故により消失、破壊もしくは改ざん等の損害を受けたデータの復元費用または不正アクセス等により改ざんされたウェブサイトの復旧費用

※上記(2)①～③の費用については、セキュリティ事故の発生またはそのおそれの事実が、次の(ア)～(エ)のいずれかによって客観的に明らかになった場合にお支払い致します。

サイバー攻撃対応費用については、かつ、結果として不正アクセス等が生じていた場合にお支払い致します。なお、左記費用は、不正アクセス等のおそれに基づき対応したにもかかわらず結果として不正アクセス等が生じていなかった場合は、その不正アクセス等のおそれが公的機関等からの外部通報\*によって発見されていたときに支出する費用に限ります。

- (ア) 公的機関に対する被保険者による届出または報告等（文書によるものに限ります。）  
(イ) 新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットまたはこれらに準じる媒体による発表または報道  
(ウ) 被害者または被害法人に対する詫び状の送付  
(エ) 公的機関からの通報

前記(1),(2)の損害の額の合計額を保険金として支払います。ただし、DDSが提供するDDH BOX 1台につき、保険期間中300万円を限度とします。

用語	定義
セキュリティ事故	次のものをいいます。ただし、ウは、サイバー攻撃対応費用についてのみセキュリティ事故に含まれるものとします。ア、ネットワークの所有、使用、管理に起因して発生した他人の事業の休止または阻害等 イ、アを引き起こすおそれのある不正アクセス等 ウ、イのおそれ

4. 「サイバーリスク保険」の補償対象外となる主な場合（一部となりますので、詳細はお問い合わせください）

【損害賠償・費用共通】

- ① 保険契約者または被保険者の故意
- ② 戦争（宣戦の有無を問いません。）、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議
- ③ 地震、噴火、洪水、津波または高潮
- ④ 排水または排気に起因する賠償責任
- ⑤ 保険期間の開始時より前に発生した事由により請求を受けるおそれがあることを保険契約者または被保険者が保険期間の開始時に認識していた場合は、その事由
- ⑥ 被保険者による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為その他の犯罪行為。ただし、過失犯を除きます。
- ⑦ 被保険者が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた行為
- ⑧ 他人の身体の障害
- ⑨ 他人の財物の損壊、紛失、盗取または詐欺。
- ⑩ 人工衛星またはこれに搭載された無線設備等の機器の損壊または機能障害
- ⑪ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）またはこれによって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはその作用
- ⑫ 被保険者の支払不能または破産
- ⑬ 株主代表訴訟による損害賠償請求
- ⑭ 業務の履行の追完もしくは再履行または回収等のために要する費用
- ⑮ 被保険者が業務の結果を保証することにより加重された賠償責任を負担することによって被る損害
- ⑯ 被保険者相互間における損害賠償請求に起因する損害

5. 注意事項

保険請求にあたり、次の事項にご注意ください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し

引いて支払われる場合があります。

- ① 以下の事項を遅滞なくデジタルデータソリューションもしくは東京海上日動事故受付ダイヤルへ通知してください。
  - (1)事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
  - (2)損害賠償の請求の内容
- ② 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。
- ③ 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
- ④ 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ東京海上日動の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないでください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
- ⑤ 損害賠償請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく東京海上日動に通知してください。
- ⑥ 示談交渉は必ず東京海上日動とご相談いただきながらおすすめてください。事前に東京海上日動の承認を得ることなく損害賠償責任を認め、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。
- ⑦ この保険では、東京海上日動が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。
- ⑧ 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
- ⑨ 東京海上日動が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なくこれを提出し、損害調査のご協力をお願いします。

	必要となる書類	必要書類の例
(1)	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票、等
(2)	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	脅威検出証明書、事故状況説明書、罹災証明書、交通事故証明書、請負契約(写)、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書等
(3)	保険の対象の時価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	建物・家財・什器備品などに関する事故、他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、売上高等営業状況を示す帳簿(写)等

		被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通信申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 等
(4)	保険の対象であることが確認できる書類	登記簿謄本、売買契約書(写)、登録事項等証明書 等
(5)	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 等
(6)	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、被害者からの領収書、承諾書 等

#### 6. お問い合わせ先

リコージャパン株式会社では、事故が発生した場合の通知を除き、「サイバー保険」の補償内容や保険金支払いの可否など、保険に関するお問い合わせにはお答えできません。「サイバー保険」に関するお問い合わせについては、以下のDDS保険代理店の問い合わせ窓口までご連絡ください。

「サイバーリスク保険」に関する問い合わせ	東京海上日動火災保険 本店営業第五部 営業第一室 メール問い合わせ：MAIL8721@tmnf.jp 電話問い合わせ：03-3285-1862
DDH BOX サイバー保険付帯サービスに関する問い合わせ	デジタルデータソリューション株式会社 メール問い合わせ：support@ddhbox.com 電話問い合わせ：0800-555-9999
事故が発生した場合の連絡先	デジタルデータソリューション株式会社 メール問い合わせ：support@ddhbox.com 電話問い合わせ：0800-555-9999
	東京海上日動火災保険 事故受付ダイヤル 電話問い合わせ：0120-720-110

## 別紙7 データ復旧支援プラン 利用約款

以下利用規約（以下別紙7内に限り「本利用規約」といいます。）を承諾した上で、データ復旧支援サービスを利用するものとします。

### 第1条（保証内容）

- データ復旧支援サービスとは、甲がリコージャパン株式会社から購入した保証書に規定する対象製品（以下「本製品」といいます。）について、契約締結日から1年間、3年間、5年間、7年間の期間（以下「保証期間」といいます。）において、データの復旧作業を行うサービス（ただし、本製品に物理的な破損が見られる場合は1回のみ行うものとし、以下、「本サービス」といいます。）であり、以下のサービスは含みません。
  - 原因調査：データ消失の原因等の調査・解析は行いませんので、これらの事項に関する質問、保証には応じられません。
  - 機器修理：甲の再利用を前提とした記憶媒体の修理はサービスには含まれません。
- 前項にかかわらず、甲が本製品を廃棄し、代替製品を購入した場合、本サービスの保証期間はその時点で終了いたします。代替製品に本サービスの適用を希望されます場合、新規で本サービスの契約を締結するものとします。
- 本サービスは、本製品より消失したデータを復旧することを保証するものではありません。
- 第9条で定める「保証の適用除外事項」に該当する場合には、本サービスの対象外とします。
- 第1項に定める期間終了後、保証期間を1年毎に延長することができますが、その都度所定の料金を支払うものとします。また、前記の定めは本製品が既に甲でご使用になられている場合に準用されるものとします。

### 第2条（本サービスの終了）

- 何らかの事由により乙が本サービスを終了する場合は、乙が指定するホームページ等により周知を行います。また、予めその理由、及び本サービスを終了する日を甲に通知いたします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 前項に関わらず、第1条第4項に定められる場合に所定の料金を甲がお支払いにならない場合、乙は甲に対する本サービスの提供を終了するものとします。

### 第3条（甲のご負担となる主な費用）

以下に定める事由ないし費用は本サービスには含まれておらず、専ら甲のご負担によるものとします。但し、本サービスの範囲外の事由ないし費用を、これらに限定する趣旨ではありません。

- 復旧の成否に関わらず、甲のご都合により、乙社員が出張対応を行う場合の交通費・宿泊費。
- 本サービス利用時に甲からのご連絡に必要な費用、その他通信費用。
- 保証復旧を行う際に、代用品を甲が必要とされる場合の当該代用品のレンタル費用。
- 保証復旧作業に入った後、甲が保証復旧をキャンセルされた場合に必要となる技術費用、出張費用、物流費用、見積費用等の一切の費用。

### 第4条（再委託）

乙は、自己の費用と責任で、本サービスの提供にかかる作業の一部を第三者（以下「委託業者」といいます。）に委託することができるものとします。

### 第5条（データ復旧の依頼）

本サービスの保証期間内に、本製品に含まれるデータの消失が発生した場合には、以下流れに沿ってご依頼ください。

- 保証書に記載している保証番号または、ご契約書に記載されているご契約番号をご準備ください。
- 以下連絡先にご連絡ください。保障番号またはご契約番号をお伝えください。

データ復旧支援プランお客様窓口	TEL: 0800-800-8974
-----------------	--------------------

- お伝えいただきました番号より、甲登録情報をご確認いたします。甲より復旧依頼に際してご通知いただいた情報と登録情報との間に相違があった場合、その他甲より必要な情報のご通知をいただけない場合には、本サービスが適用されない場合がございます。甲におかれましては、本サービスの加入後、保証書の保管・管理に十分ご注意くださいようお願いいたします。

- (4) 既に乙以外の第三者にデータ復旧を依頼された場合には、本サービスが適用されませんのでご注意ください。
- (5) 甲のご都合により、復旧受付日から 90 日が経過してもデータ復旧の着手が出来ない場合には、データ復旧の受付を無効といたします。

## 第6条（登録情報の変更）

以下の場合には、甲は、速やかにデータ復旧支援お客様窓口までご通知ください。ご通知いただけなかった場合には、本サービスが適用されない場合があります。なお、保証書に記載された甲情報の変更は、保証書に記載された甲ご本人様からご通知いただいた場合に限り承ります。

- (1) 保証期間中に甲情報（企業名、ご担当者名、ご連絡先電話番号、住所等）の変更がある場合。（甲の登録情報確認の際に差異がある場合はご確認のためにお時間を要することがございます）
- (2) メーカー若しくは店舗より交換品の提供等が行われ、製品情報及び製造番号に変更があった場合。

## 第7条（個人情報の使用）

弊社は、甲よりご提供いただいた製品情報、ワランティNo（保証登録番号）、個人情報等を保管、使用、処理の上、本サービスを提供します。また、上記の目的の為、以下の場合に限り、弊社の責任において、事業協力会社（委託業者・メーカー・修理会社・店舗・金融機関等）、保険会社等へ甲の個人情報を提供いたします。

- (1) データ復旧に際して弊社と事業協力会社による個人情報の共有が必要となる場合。
- (2) 本サービスの履行に伴うリスクを対象とする保険契約を弊社が締結する場合に、当該契約を締結する保険会社への個人情報等の提供が必要となる場合。

## 第8条（間接損害等）

法律上の請求の原因の種類を問わず、如何なる場合においても、間接損害（事業利益の損失、事業の中断、事業情報の損失等）、特別損害、付随的損害、拡大被害、他の機器や部品に対するデータの損失又は損傷、第三者からの賠償請求に基づく損害、身体障害（障害に起因する死亡及び怪我を含みます）並びに他の財物に生じた損害に関して、弊社は一切の責任を負わないものとします。

## 第9条（適用除外事項）

以下の事項に該当する場合には、本サービスは適用されないものとします。

- (1) 天災地変等の外部要因に起因する故障及び損害
- (2) 盗難、紛失、置き忘れ、その他の事由により、甲が本製品を保有しておらず、本製品の状態が確認できない場合
- (3) 甲の故意によりデータ消失が生じたことが明らかな場合
- (4) 保証期間外にデータ消失が生じていた場合
- (5) 本製品の仕様、構造上の欠陥又は本来の性質に基づく制限、不具合、不利益等
- (6) 部品等本製品の構成部分の一部分であって、本製品中当該部分が無ければ、保証復旧を行うことができなくなるものが、弊社への本製品の提供時点で欠落している場合
- (7) 本製品の付属部品、アクセサリ、周辺機器等の本製品以外の製品のデータ復旧
- (8) 弊社がデータ復旧の依頼を受けて本製品の点検・診断を実施した結果、弊社がデータの消失を確認できなかった場合
- (9) 甲ご自身で付加されたラベル・シート・カバー類、塗装・刻印等を、復旧作業後に元の状態に復旧する費用
- (10) 核燃料物質若しくは核燃料物質による汚染された物の放射性、爆発性、またはその他の有害な特性に起因するデータ消失
- (11) 戦争（宣戦の有無を問わず）、外国の武力行使、革命、内乱、武装反乱、またはその他これらに類似の事変または暴動に起因するデータ消失
- (12) 本製品のデータ消失に係る申告内容の真実性について明らかな疑義がある場合
- (13) 本製品と異なる製品（シリアル番号等が異なる等）の復旧をご依頼された場合や、本製品のシリアル番号が確認出来ない場合（但し、製品の内蔵データ等から本製品と同一と確認出来る場合を除く）

- (14) 甲が本製品に改造を施した場合
- (15) 甲が過去に本製品について自ら又は第三者をして修理又はデータ復旧を試みた場合
- (16) 本製品以外の要因（第三者が流布したウイルスによるもの、第三者の不正アクセスによるもののほか、本製品に接続されている他の機器に起因するものを含む。）によって本製品のデータが損壊した場合
- (17) 弊社がデータ復旧の依頼を受けてデータ復旧作業を完了した後に、弊社の責めに帰すべきでない事由により本製品が破損していることが判明した場合。
- (18) リース会社から解体・分解の許可を得られない場合復旧作業をお受けできない場合があります。
- (19) その他本サービスの対象外のデータ消失であることが判明した場合の復旧に係る諸費用

## 第10条（復旧に係る免責事項）

データ復旧作業を行うにあたり、以下の事項に該当する場合には、弊社は一切の責任を負いかねますのでご了承下さい。

- (1) データの救出を優先するため、本製品および内部の記憶媒体を分解、開封することがあります。また、保証復旧作業の初期診断を行うにあたり、本製品および内部の記憶媒体、その他の内外部品の変形を伴うことがあります。
- (2) 保証復旧作業の作業内容によっては、本製品に保存されているデータが消失することがございます。
- (3) 本製品の状況により全データの完全復旧ができない事があります。また、本製品をお預かりした時点で、既に破損しているデータは、破損したデータとして復旧されます※。
- (4) 復旧したファイルが実行ファイルの場合、正常に起動できない、一部の機能が使えない等の可能性、また画像ファイルの場合、画像が一部欠損している等の可能性があります。
- (5) 弊社は、お預かりした本製品に対する原状回復の責を負いません。また、甲のお手元で正常であっても、本製品のお預かりから返却までの間に多くの過程・作業を経ますので、この全ての過程で発生する瑕疵・障害について弊社の故意、重過失による場合を除き、弊社は一切責任を負いません。
- (6) 天災事変、戦争・暴動・内乱、輸送機関の事故、労働争議、その他不可抗力の事由により、本規約に基づくサービスの遅延や不能が生じた場合、弊社の故意、重過失による場合を除き、弊社は甲に対してその責を負わないものとします
- (7) 甲よりお預かりした本製品での起動確認作業は、弊社では行っておりませんので、ご了承ください。
- (8) 保証復旧作業にあたり本製品を解体することがあります。解体をした場合、メーカーによる保証を受けることができなくなる場合がありますのでご了承ください。
- (9) 本製品を既に解体したことがある場合、解体・組み立てを正常に行えないことがあります。この場合、解体・組み立てにより生じた破損、障害には責任を負いません。弊社では細心の注意を払い本製品の解体・組み立てを行ないますが、解体・組み立て中に経年劣化しているパーツが破損、劣化することがあります。また解体・組み立てにより生じた破損、障害には責任を負いません。ご返却後に起動不具合が起きた場合でも弊社の故意、重過失による場合を除き、一切の責任を負いません。
- (10) 輸送中の本製品の取扱いについては細心の注意を払いますが、お手元に届いた際の破損等につきましては一切の責任を負いません。
- (11) 本サービスは、必ずしも甲の消失データを復旧することを確約するものではありません。消失データや本製品の状態等により、復旧に失敗することもございます。復旧に失敗した場合であっても、保証復旧作業にかかる所定の費用が保証上限金額を超過する場合には、超過金額を甲に請求させていただきます。
- (12) 弊社へ本製品をご発送いただいた際の梱包材は破棄させていただきます。
- (13) 復旧作業において復旧致しましたデータが非常に多数に渡る場合につきましては、弊社の方で全てのデータ確認は行いません。納品用メディアが届き次第、甲の方で直接内容のご確認を御願いたします。
- (14) 本製品の症状に合わせて部品や技術員を手配しますので、作業依頼後のキャンセルは如何なる場合であってもお受け致しかねます。
- (15) ご希望のデータの定義は、作業発注前に書面・メールにて確認している内容となります。
- (16) 機器の症状、データの破損状況によって完了期日が大幅に遅れる場合がありますが、弊社はそれに起因する損害賠償責任を負い

ません。

- (17) 機器の症状、データの破損状況によって完了期日が大幅に遅れる場合がありますが、完了期日が大幅に遅れたことによるキャンセルにつきましてはお受け致しかねます。
- (18) 復旧データはコピーや改ざんができる物となります関係上、ご購入後のデータ不備、データ不足による返金等につきましては、如何なる理由がございましてもお受け致しかねます。
- (19) データ納品に用意した媒体の機器保証については、メーカーの保証に準じます。ただし、納品後の被調査媒体の故障に起因するデータ破損、消失等については保証いたしません。
- (20) 弊社が甲のデータを漏洩させ、または預託メディアを紛失し、甲に損害を負わせた場合、その賠償額の総計は、甲が本サービスの為に弊社に支払った金額を超えないものとします。ただし、弊社の故意又は重大な過失による場合は、この限りではありません。
- (21) 弊社がデータ復旧を行った結果、対象顧客が所持するより前の第三者が有する情報が復旧されたとしても、弊社は、一切責任を負いません。
- (22) 本サービスの適用に伴う弊社が提供するサービスにおきましては、弊社の故意、重過失による場合を除き、甲に生じたいかなる損害につきましても、弊社は一切の責任を負いません。

## 第11条（その他の注意事項）

1. 弊社に本製品をお預けいただいた後、甲に返却可能日をお知らせしている場合（甲のご都合でお知らせできない場合を含みます）、当該返却可能日から90日間を経過してもお受け取りいただけないときは、弊社にて本製品を自由に処分することができるものとします。その際には保証復旧費用（キャンセルに伴う一切の費用を含みます）に加え、処分に要した費用の一切を、弊社の請求に従い、速やかにお支払いいただくものとします。
2. 保証復旧後のデータ納品方法については、所定の費用のお支払いが完了（保証上限金額内であれば、ご請求金額は発生いたしません）した後、原則としてレンタル用外付けHDDでの納品となります。納品用外付けHDDのご購入をご希望される場合は、事前に担当者までお申し付けください。なお、納品用外付けHDDのご購入に要する金額は本サービスの適用対象外となります。
3. 納品用外付けHDDのレンタル期間は10日間です。レンタル期間を超過しても弊社へ納品用外付けHDDをご返送いただけない場合につきましては、納品用外付けHDDのご購入をご希望されているとしまして、別途甲にご購入金額をご請求させていただきます。
4. 保証復旧後のデータ納品につきましては、情報漏洩の観点により弊社内で保管を致しかねますので、最短でのお引取りをお願いしております。
5. NASおよびサーバに付帯について、容量が10TByte以上またはHDDの台数が5本以上のデバイスは、事前にご相談をいただいてからのお申込みとなります。事前相談なくお申込みいただいた場合は、復旧作業をお受けできませんのであらかじめご了承ください。

## 第12条（損害保険）

弊社は、本サービスの運営を担保するために、保険会社と保険契約を締結する場合がございます。当該保険契約の締結履行、保険金請求手続等に関し、甲は何ら異議を述べないものとします。

## 別紙9 データ復旧支援プラン サービス仕様

## 1. 対象サービスマニュー

1. データ復旧支援プラン				
年額	初回	1年運用 (使用済デバイス用)	データ復旧支援プラン P Cモデル (使用済デバイス) 標準 1年	
		3年運用 (未使用デバイス用)	データ復旧支援プラン P Cモデル (未使用デバイス) 標準 3年	
		5年運用 (未使用デバイス用)	データ復旧支援プラン P Cモデル (未使用デバイス) 標準 5年	
		7年運用 (未使用デバイス用)	データ復旧支援プラン P Cモデル (未使用デバイス) 標準 7年	
		3年運用 (未使用デバイス用)	データ復旧支援プラン P Cモデル (未使用デバイス) 災害 3年	
		5年運用 (未使用デバイス用)	データ復旧支援プラン P Cモデル (未使用デバイス) 災害 5年	
		1年運用 (未使用デバイス用)	データ復旧支援プラン サーバーN A Sモデル (使用済デバイス) 標準 1年	
		3年運用 (未使用デバイス用)	データ復旧支援プラン サーバーN A Sモデル (未使用デバイス) 標準 3年	
		5年運用 (未使用デバイス用)	データ復旧支援プラン サーバーN A Sモデル (未使用デバイス) 標準 5年	
		7年運用 (未使用デバイス用)	データ復旧支援プラン サーバーN A Sモデル (未使用デバイス) 標準 7年	
		3年運用 (未使用デバイス用)	データ復旧支援プラン N A Sモデル (未使用デバイス) 災害 3年	
		5年運用 (未使用デバイス用)	データ復旧支援プラン N A Sモデル (未使用デバイス) 災害 5年	
		延長	災害3年運用契約用2年分延長	データ復旧支援プラン P Cモデル (災害 3年延長) 災害 2年
			災害3年運用契約用2年分延長	データ復旧支援プラン N A Sモデル (災害 3年延長) 災害 2年

## 2. サービス仕様

分類	項目	内容	補足
復旧支援	ヒヤリング	「特に復旧を希望されている重要なデータ」について確認いたします。 お客様情報の確認、ご依頼いただいたデータ復旧対象デバイスと契約時のデバイス情報の確認をいたします。	ご依頼いただいたデバイスと契約時情報が異なる場合は、ご依頼を受けられません。 登録情報が古い情報である場合や必要情報が不足している場合は照合にお時間がかかる場合があります。
	初期診断	ご依頼いただいたデータ復旧対象デバイスの状態を確認します。	(元払い) ※ヤマト・佐川 精密機器到着次第、診断作業に取り掛かります。 初期診断の結果はお伝えせずに復旧作業に取り掛かります。
	復旧作業	データ復旧作業を行います。	障害によって作業工程が異なります。 物理復旧の為にHDD等を解体(破壊)する場合、解体(破壊)に同意いただいている前提で作業をするため、お客様に対して事前の確認は行いません。
	デバイス梱包・送付	データ復旧対象デバイスとデータを保存した貸出用外付けハードディスクを宅配便でお送りいたします。	貸出用外付けハードディスクは、指定期日まで に同梱されている返却用封筒に入れ指定送付先にお送りください。
問合せ	復旧依頼 商品問合せ	復旧依頼方法や商品内容についてご回答いたします。	—  月～金 9:00～17:00 (但し、土日祝日および年末年始の乙の指定日を除く)